

四條畷市所有者不明猫不妊・去勢手術費補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、四條畷市生活環境の保全等に関する条例施行規則（平成20年四條畷市規則第7号）第8条の規定に基づいて交付する四條畷市所有者不明猫不妊・去勢手術費補助金（以下「補助金」という。）について必要な事項を定めるものとする。

(目的)

第2条 この要綱は、所有者不明猫に不妊手術又は去勢手術（以下「手術」という。）を行う場合において、その費用の一部を補助することにより、所有者不明猫の繁殖を抑制し、もって良好な生活環境の保全に資することを目的とする。

(用語の定義)

第3条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1)所有者不明猫 市内に生息する所有者又は飼い主が不明である猫をいう。
- (2)不妊手術 雌猫の卵巣又は卵巣及び子宮を摘出する処置をいう。
- (3)去勢手術 雄猫の精巣を摘出する処置をいう。
- (4)耳カット 手術済みであることを目視で確認できる指標として所有者不明猫のいずれか一方の耳の先端をV字に切除する処置をいう。

(補助対象者)

第4条 補助金の交付の対象となる団体（以下「補助対象者」という。）は、以下の各号の要件をすべて満たす団体とする。

- (1) 3名以上で構成される団体であること。ただし、団体の構成員は別世帯の成年者に限る。
- (2) 住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）に基づき本市の住民基本台帳に登録されている者を1名以上含む団体であること。
- (3) 交付申請日において、団体の構成員に四條畷市税等の滞納がないこと。
- (4) 所有者不明猫に手術及び耳カットを実施させ、その費用を負担した者を団体に含むこと。

(補助対象)

第5条 補助金の交付の対象となる事業は、獣医療法第3条の規定による届出を行っている同法第2条第2項に定める診療施設の獣医師が行う手術とする。また、手術済みであることを目視で確認できる指標として耳カットを実施したものに限る。

(補助金の額)

第6条 補助金の額は、予算の範囲内において次の各号に掲げる区分に従い、当該各号に定める額を限度として、実際に手術に要した費用に相当する額とする。

- (1) 不妊手術 1匹につき10,000円

(2) 去勢手術 1匹につき7,000円

(補助金の交付の申請)

第7条 補助金の交付を受けようとする者(以下「申請者」という。)は、その年度内に所有者不明猫に手術を受けさせ、所有者不明猫不妊・去勢手術費補助金交付申請書(様式第1号)に次に掲げる書類を添えて、手術を受けた日の属する年度の末日の開庁日までに市長に提出しなければならない。

(1) 手術費用が記載された領収書及び明細書の写し

(2) 手術前の所有者不明猫のカラー写真(猫の顔及び全身がわかるもの)

(3) 手術後の所有者不明猫のカラー写真(猫の顔、全身及び耳カットがわかるもの)

(4) その他市長が必要と認める書類

(補助金の交付決定及び額の確定)

第8条 市長は、前条の規定による申請があったときは、その内容を審査し、助成金を交付することが適当と認めるときは、所有者不明猫不妊・去勢手術費補助金交付決定及び確定通知書(様式第2号)により当該申請者に通知するものとする。

2 市長は、前項の規定による審査の結果、助成金を交付することが不適当であると認めるときは、所有者不明猫不妊・去勢手術費補助金不交付決定通知書(様式第3号)により当該申請者に通知するものとする。

(補助金の交付請求)

第9条 前条第1項の規定による通知を受けた補助対象者は、当該通知を受けた日から起算して14日以内に、所有者不明猫不妊・去勢手術費補助金交付請求書(様式第4号)を市長に提出しなければならない。

(補助金の交付)

第10条 市長は、前条の請求書の提出があったときは、速やかに補助金を交付するものとする。

(交付決定の取り消し等)

第11条 市長は、補助対象者が次の各号のいずれかに該当するときは、補助金の交付決定を取り消すことができる。この場合において、既に補助金が交付されているときは、補助対象者に期限を定めてその返還を命ずるものとする。

(1) 偽りその他の不正な手段により補助金の交付決定を受けたとき。

(2) 交付決定後、第9条の規定による請求を行わないとき。

(3) その他、この要綱に違反したとき。

(免責)

第12条 手術により生じた事故等について、市長はその責めを負わないものとする。

(補則)

第13条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項については市長が別に定め

るものとする。

附 則

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。

この要綱は、令和6年5月15日から施行する。

この要綱は、令和7年4月1日から施行する。